

提案書

平成 21 年 2 月 9 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集」に関し、別紙のとおり提案します。

このたびは、電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集(以下、「本提案募集」という。)に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

検討項目	具体的内容
総論	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信市場においては、IP 化の進展やサービスの融合化がますます加速し、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」とい、両社合わせて「NTT 東西」という。)殿における次世代ネットワークサービス(以下、「NTT-NGN」という。)の開始、光 IP 電話の本格普及、携帯電話におけるデータ通信比率の高まり等、新たな時代への移行はいよいよ本格化しています。このようにサービスが多様化・高度化する中、電気通信事業は国民生活における基幹的なサービスとしての従来からの位置付けに変わりはなく、むしろその役割を高めつつあります。 ・今後も、電気通信事業が基幹的なサービスとして維持され、国民の豊かな生活の実現に寄与するためには、事業者間の競争を背景としたサービスの向上と利用者料金の低廉化が不可欠です。旧来の PSTN における競争政策は一定の成果をあげてきたものの、真に公正な競争の実現という面では依然として不十分な面があるとともに、IP 化の本格移行に伴いその限界を呈してきているという側面も垣間見える状況です。実際、旧来の PSTN 等のレガシーサービスは、依然として基幹インフラとしての役割を担いながらも、需要減に起因し接続料が上昇するという構造的な問題を抱えています。 ・このような中、モバイル市場・固定ブロードバンド市場における環境変化や融合等を踏まえて行われる今回の接続ルールの見直しは、電気通信事業法の趣旨である競争の促進・利用者利便の向上を目指すべく、接続ルールにとどまらずユニバーサルサービス制度等も含め、通信政策の在り方を総合的に検討する中の一部として取り扱われるべきものです。従って、今回の見直しも、他制度との関連性を見据えつつ、各市場の競争状況等を客観的に評価し、見直しが必要な部分を明確にした上で行われるべきです。

検討項目	具体的内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・すなわち、本来は市場における公正な競争を通じて利用者利便の向上が図られるべきものであることから、まずは事業者における自由な事業活動の確保を大原則とすべきであり、その上で、固定系のアクセス回線のようなボトルネック設備に起因する問題や、それを保有する事業者グループによる共同的・一体的市場支配力、ブランド力の問題等、市場原理に委ねただけでは公正な競争条件が確保されないという問題、すなわち競争環境整備の問題にフォーカスして、行政が介入しルール整備を行うべきです。この際、問題である箇所を見誤り、行政において過度な規制介入を行った場合には、介入により当初に期待した効果が生じない恐れがあるばかりか、不要な規制コストを発生させ、さらには健全な競争環境を損なう恐れがあることに留意すべきです。 ・この点、モバイル市場においては、基本的には低廉な料金プランの導入等、競争が活発な状況であり、結果として利用者料金の低廉化も進んでいる一方で、固定・ブロードバンド市場は NTT 東西殿が、固定電話市場で 85.6%、FTTH 市場で 73.4%[*]と依然として高いシェアを有する独占状態にあり利用者料金についても目立った変化はないばかりか、むしろ過去には値上げが行われたという事例もあります。 ・その上、固定・ブロードバンド市場は前述のとおり IP 化の進展等による構造的な問題を抱え、ドライカッパの接続料水準の上昇、光ファイバ接続料の水準、PSTN 接続料の水準等、多数の議論すべき問題が顕在化している状況にあり、その状況の改善が急務であることは明白です。しかしながら今回の見直しは、モバイル市場に関しては第二種指定電気通信設備制度全般を対象とし、その接続料算定の在り方を問うているのに対し、固定・ブロードバンド市場に関しては接続料について問題提起がなされているのは、ブロードバンドのしかもドライカッパのサブアンバンドルのみと、著しくバランスを失っています。 ・そもそも、NTT 東西殿の接続料(以下、「NTT 接続料」という。)は NTT 東西殿がボトルネック設備を有する以上、接続事業者にとっては事業運営上重要な要素であり、利用者への影響も大きいことから、接続ルールを巡る諸問題の中でも優先順位をあげて議論すべき事項であると考えます。また、100 年に一度と言われる現在の経済不況下において、その議論の優先順位はさらに高まっている状況であることを踏まえれば、今回の接続ルールの議論においては、固定・ブロードバンド市場における状況

検討項目		具体的内容
		<p>の改善を目的とした光ファイバ接続料や PSTN 接続料の抜本的な見直しが最優先であるべきです。すなわち、これらについて既に議論済みと整理するのではなく、むしろその他の諸課題よりも優先して議論に着手すべきであり、ひいては NTT 組織問題等の検討にも取り掛かるべきと考えます。</p> <p>※「電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表(平成 20 年度第 2 四半期)」(平成 20 年 12 月 24 日公表)</p>
1. モバイル市場の公正競争環境の整備	(1) 第二種指定電気通信設備制度の検証	<p>1) ・第一種指定電気通信設備制度は、設備のボトルネック性が存在するが故に、接続事業者が多様なサービスを提供できるようにするために政策的な規制介入が求められているものであり、ボトルネック性の存在の有無は、規制内容を決定付ける重要な要素となります。一方、第二種指定電気通信設備制度の対象である携帯事業者の設備にはボトルネック性は存在せず、同制度の根拠は市場シェアをベースとするものです。</p> <p>2) ・従って、それぞれの市場の特性や規制の根拠等を踏まえ、第一種指定電気通信設備制度、第二種指定電気通信設備制度のそれぞれにおいて、必要な規制の在り方を整理していく必要があると考えますが、第二種指定電気通信設備制度においてはボトルネック設備が存在しないものの、一般的な競争法の整理や EU における市場支配力の議論においては市場シェアが 40%~50%の閾値を超える場合には市場支配力の存在などが認められていることから、第二種指定電気通信設備制度の検討に際しては、現行の第二種指定電気通信設備制度の内容は維持しつつ、市場シェア 40%~50%を超える第二種指定電気通信設備を有する事業者(以下、「第二種指定電気通信事業者」という。)に対して、追加的にさらなる規制を課するという二段階の規制の導入についても検討すべきと考えます。</p> <p>3) ・さらに、後段の 1.(2)1)②で詳述するとおり、エリア展開においてはシェア上位の事業者がその優位性を有するという問題が存在し、事業者間の公正な競争環境を確保するための政策的な是正が不可欠であることから、第二種指定電気通信事業者の中でも市場シェアの高い事業者に対して、ローミングによるネットワーク開放の義務を追加的に課すということについても検討すべきと考えます。</p> <p>4)</p>
		<p>5) 【ルール整備にあたっての留意事項】</p> <p>・第一種及び第二種指定電気通信設備制度等の規制の制定やルール整備は、本来、市場支配的事</p>

検討項目		具体的内容
		<p>業者や第一種若しくは第二種指定電気通信設備を有する事業者（以下、「指定電気通信事業者」という。）における各種事業活動上の優位性を是正する等により、その他の事業者の自由な事業展開を確保し、市場の健全な発展に向けた公正な競争が展開されることを目的として導入されているものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しかしながら、過去に策定された「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」や「電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン」の議論においては、前述のような指定電気通信事業者とそれ以外の事業者との区分を意識した議論が明確になされておらず、競争促進のために本来行政が各種サポートを行うべき他の事業者にまで規制の効果が及ぶルール整備がなされており、結果として指定電気通信事業者の優位性を是正する効果等が抑制されることになっているものと考えます。すなわち、これらの事例においては、指定電気通信事業者以外の事業者も指定電気通信事業者と同等の立場で競争せざるを得なくなり、かつ本来不要であった規制対応コストが発生する等の影響を受けることにつながった事例と言えます。 ・今回の議論において第二種指定電気通信設備制度の内容を見直す場合には、ガイドライン等のルール整備により、第二種指定電気通信事業者以外の事業者に規制の効果が及び、それらの事業者に対する実質的な規制強化につながることを無くすべくすべきです。
(2) ネットワークインフラの利活用	1)	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話は契約者数が1億人を超える等、社会インフラとしての重要な役割を担っていますが、最近では景観条例等の規制により、基地局の建設がスムーズに進まないことが多くなっています。自然公園法や地方自治体にて制定される景観条例等によって基地局の建設に制限がある場合や、住民との交渉等によりエリアの整備に制限が生じる場合が多々生じている状況です。例えば、一の事業者が既に基地局を設置している国立公園内等において、その他の事業者が新たに基地局を設置しようとする場合、鉄塔の建設に係る省庁等への許可申請が必要となりますが、景観上の理由等により基地局の設置が難しいケースもあります。 ・また、地方においては、デジタル・ディバイド対策として基地局の設置を行うことについて自治体等と協議を実施した際には、住民からシェアが最も高い事業者に対する設置要望が強く、当該事業者のみがエリア展開が可能となる等、エリア展開における事業者間の格差は拡大している状況です。

検討項目		具体的内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・このような状況は、公正な競争環境を整備する上でも問題であるばかりか、利用者利便の向上の観点からも問題となります。従って、前述した複数事業者の基地局設置が難しいケースにおいて、最も優位に基地局設置を推進している事業者へのローミングを可能とすることによって、同一地域において複数の事業者がサービスを提供できるようにすべきであり、エリア展開を最も優位に推進可能な第二種指定電気通信事業者の中でも市場シェアの高い事業者(例えば 40%~50%超)に対してローミングによるネットワークの開放を義務化すべきと考えます。 ・なお、上記の措置によりローミングが実現した場合の効果として、携帯電話の利用者が事故や災害等に遭遇した場合に、緊急機関への通報が可能となる範囲が広がり、利用者の生命が救われる可能性が高まるといった優れた点も挙げられます。 ・欧米における緊急通報については、3GPP の技術仕様で規定されている Emergency Setup 機能を活用することで、USIM が挿入されていない端末からいずれかの携帯事業者の電波が届いてさえいれば発呼可能となっています。しかしながら、この Emergency Setup 機能は、USIM なしでも発呼できる一方で、発信者番号が緊急機関に送出されないというデメリットもあり、現在日本で提供している緊急機関からの呼び返し等の機能をサポートすることができません。 ・従って、携帯電話が社会インフラとして定着した日本の現状を勘案すると、事業者を問わず緊急通報が発呼可能な Emergency Setup 機能の仕組みと緊急機関からの呼び返し等の仕組みを両立させ、全ての携帯電話の利用者が安心・安全にサービスを利用できる環境を構築することが必要であり、この観点からも事業者間のローミングを実現すべきです。
2. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備	(1)FTTx サービス	2) <ul style="list-style-type: none"> ・FTTR サービスの保守については、NTT 東西殿が常時監視を行うものではなく、まずは接続事業者が障害等の検知、障害箇所等の特定を行った上で、NTT 東西殿の役務区間の障害等と判断された場合のみ NTT 東西殿に保守対応を依頼し、NTT 東西殿がドライカップパの上部区間を利用して保守を行う整理となっています。 ・従って、ドライカップパの上部区間は、保守対応時の一時的な利用のみにとどまることから、その保守にかかる費用負担については、現行接続約款や利用者向け契約約款で設定されている料金(DSL 故

検討項目		具体的内容	
			<p>障対応機能、配線設備専用料等)を準用するという案が、FTTR サービスの黎明期における暫定案として考えられます。</p> <p>・なお、サブアンバンドルの実現がドライカップ接続料に与える影響については、FTTR サービスが既存のドライカップからの切替え需要以上に、メタル回線の新たな需要創出に資するものであることを考慮すると、むしろメタル回線の芯線利用率向上に寄与し、ドライカップ接続料の上昇傾向を緩和する効果が期待できるものと考えます。</p>
		3)	<p>・今回の NTT 接続料の議論の対象は、ドライカップのサブアンバンドルに限られていますが、実際には、ドライカップのそもそもの接続料水準の上昇、光ファイバや PSTN の接続料水準等、多数の議論すべき問題が顕在化している状況です。</p> <p>・そもそも、NTT 接続料は NTT 東西殿がポトルネック設備を有する以上、接続事業者にとって、事業運営上重要な要素であり、利用者への影響も大きいことから、接続ルールを巡る諸問題の中でも優先順位をあげて議論すべき事項であると考えます。</p> <p>・また、100 年に一度と言われる現在の経済不況下において、その議論の優先順位はさらに高まっている状況であることを踏まえれば、今回の接続ルールの議論においては、光ファイバ接続料や PSTN 接続料について既に議論済みと整理するのではなく、その他の諸課題よりも優先し抜本的な見直し議論に早急に着手すべきであり、ひいては NTT 組織問題等の検討にも取り掛かるべきと考えます。</p>
	(2)DSL サービス	1)	<p>①</p> <p>・回線名義人の権利保護の問題に関して、DSL サービスの解除を伴う回線名義人からの解除受付等を NTT 東西殿と DSL 事業者のどちらで行うべきかという論点については、DSL 事業者で行うことを基本とすべきです。</p> <p>・なぜなら、DSL サービスは DSL 事業者の提供するサービスであり、その解除については当事者が申告を受けて対応することが最も自然であり、サービス提供事業者のあずかり知らぬところで当該サービスの解除がなされることは問題となるからです。</p> <p>・従って、仮に NTT 東西殿に対して回線名義人から DSL 契約解除の申出があった場合には、NTT 東西殿は回線名義人に対し、DSL 事業者への通知を案内するとともに、当該 DSL 事業者に対しても回</p>

検討項目		具体的内容
		<p>線名義人より解除に係る申出があったことを通知するという運用体制を構築すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これにより DSL 契約解除に係る本来の契約当事者同士が相互に状況を確認することが可能となるため、このような運用方法であれば回線名義人の権利保護にもつながるものと考えます。また、NTT 東西殿は一定の期間を定めて DSL 契約の解除に係る工事の実施を猶予し、本来の契約当事者間における確認を行う時間を確保することが必要です。
		<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話重畳型 DSL サービスの事業者名の申込みスキーム実現のためのシステム改修費用については、当該システム改修により回線名義人名の照合作業が不要となる等、全ての DSL 事業者において利便性の向上に資するものであり、接続の基本機能としてラインシェアリングの回線管理運営費に算入して回収すべきと考えます。 ・仮に、システム改修費用を、当該システムを利用する DSL 事業者から個別に回収することとする場合には、当該システムを利用する事業者と利用しない事業者との間で回線名義人名の照合作業等において差異が生じることとなり、接続料原価に差分が発生することから、回線管理運営費の設定を両方で異なるものとするべきと考えます。
		<p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記①に挙げられた場合のほか、回線名義人がサービス内容を十分理解しない状況で、電話重畳型サービスから電話重畳不可のサービスへの切り替え(NTT 東西殿におけるサービス切り替え)を行ってしまう等、回線名義人が意図しないにもかかわらず、DSL 事業者のあずかり知らぬところでの DSL サービスの解除が発生するという問題が発生しています。 ・こうした問題を回避するために、NTT 東西殿は、サービス切り替えによる他サービスへの影響について、切り替え等を申し出た回線名義人に対してきちんと告知するとともに、事前に DSL 事業者が DSL サービスの利用者の意思確認を行えるよう、当該申出の内容を DSL 事業者に通知するという運用体制を確立すべきです。

検討項目		具体的内容	
	2)	①	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東西殿の回線名義人情報が常に最新のものとなっていないことにより、接続事業者において過大なコスト負担、開通遅延、申込みキャンセルによる機会損失及び申請手続きの煩雑化等の問題が生じていることは、これまでの議論で明らかとなっているところです。 ・回線名義人情報の適正化を効果的に実施する具体的な取り組みとして、まず NTT 東西殿は加入電話サービスの料金請求書に回線名義人情報を記載し、個々の契約者が回線名義人情報を即時に確認可能とする運用を実施すべきです。 ・料金請求書に回線名義人情報を記載する運用を実施するにあたっては、まず NTT 東西殿が把握している回線名義人に対し、料金請求書への回線名義人情報の記載について直接了承を得る手続をとることが必要です。この手続を採用することにより、回線名義人情報の現行化が図られるという追加的なメリットが得られるものと考えます。
		②	<ul style="list-style-type: none"> ・回線名義人情報の適正化については、NTT 東西殿以外の事業者においても同様の対応を取ることが基本的には望ましいと考えます。 ・しかしながら、NTT 東西殿以外の事業者は数年前にサービスを開始したばかりであり、回線名義人情報の更新の必要性が極めて低く、また必ずしも NTT 東西殿と同様の方法でなくとも回線名義人情報の更新が可能です。そもそも本件の議論の発端は、未だに 4000 万以上という圧倒的な加入者数を有し、日本電信電話公社以来 50 年以上事業を継続してきている中で回線名義人情報が更新されていないという NTT 東西殿のこれまでの不十分な対応にあります。従って、まずは NTT 東西殿が自身のデータを最新化することを最優先のものとして位置づけるべきであり、その他の事業者に対し、NTT 東西殿と同様の対応を横一線で求めることはある意味公平性を欠くものと考えます。

検討項目		具体的内容	
(3) ネットワーク インフラの利活用	1)	①	<p>【貸出ルールの整備】</p> <p>・接続事業者は WDM 装置で波長分割された中継ダークファイバを利用することで、中継ダークファイバの空き芯線がない区間(D ランク区間)の解消、ひいてはサービスエリア拡大等が可能となることから、NTT 東西殿が既に WDM 装置を設置している区間について、波長分割された中継ダークファイバの貸出ルールを整備することは有用であると考えます。</p> <p>【貸出単位等】</p> <p>・WDM 装置により波長分割された 1 波長も、波長分割されていない 1 芯も、利用する事業者において得られる効果はエリア展開等の観点からみると大きな差異はないとともに、WDM 装置を経由するかどうかは、ある区間の最適なルートを選択した結果として偶発的に発生するものであることから、波長分割した 1 波長と波長分割されていない 1 芯を同一の単位として捉えることについては特段の問題はないものと考えます。</p> <p>・その他接続料算定上の課題としては、WDM 装置に係る費用を中継ダークファイバの接続料原価の一部として含めるのか、それとも当該設備を利用する者が個別に負担するのかといった課題がありますが、これについては前述の得られる効果の同等性や偶発性を考慮すると、前者の整理のほうが望ましいと考えます。しかしながら、そのような算定方法とした結果、中継ダークファイバ全体のコストが大幅に上がる結果となるのは好ましくないため、NTT 東西殿が WDM 装置を設置している区間、台数、コスト等の情報を基にした試算結果等の具体的な想定金額を踏まえた上で、負担の在り方について検討すべきと考えます。</p> <p>【経路情報等の開示】</p> <p>・既に実施されている NTT 東西殿の事業者向けの開示情報において、WDM 装置を設置している区間、波長の空き情報、接続インタフェース、インタフェースパッケージの有無、経路情報等の開示が必要であると考えます。</p>

検討項目		具体的内容	
		②	<ul style="list-style-type: none"> ・WDM 装置の設置以外に代替手段が存在しない場合、または他の代替手段が WDM 装置の設置と比べてコスト面等で現実的でない場合があることを考慮すると、NTT 東西殿に対し WDM 装置の設置を義務付けるべきと考えます。 ・なお、設置に係る新たな投資負担や既存利用者の収容替え等の問題については、本提案募集に「WDM 装置のコスト負担の方法(中継ダークファイバの接続料原価に算入又は個別負担)の問題であり、また既存利用者の収容替えによるサービス断は、従来の工事でも同様に発生していること」と述べられているとおり、適切なコスト負担と、回線借用の実施により回避できるものと考えます。 ・また、コスト負担の方法に関しては、2(3)1)①イで述べたとおりです。
		2) ①	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、接続事業者は、異経路構成が確保できているかについて事前に確認することができず、開通後における道路掘削工事等によるケーブルの切断事故で偶発的にしか認識できないことから、予めネットワークの冗長性を確保しサービスの信頼性を向上させるために、新規に借りる中継ダークファイバと既に利用している中継ダークファイバの両方に関し、異経路構成を確認・保証する仕組みを設けるべきと考えます。
		②	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東西殿が事業者向け開示情報において開示しているルートコードでは、実際の経路に係らず起点と終点のみに紐づいて一つのルートコードで表示されることから、接続事業者は異経路構成の有無を確認することができません。 ・従って、NTT 東西殿は既存のルートコードとは別に、ユニークな物理区間毎の ID を新たに付与し、事前に接続事業者が開示することで、接続事業者が異経路構成を予め確保することができるようにすべきと考えます。
3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備	(1)通信プラットフォーム機能のオープン化	1)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的に、携帯事業者は、プラットフォーム機能等を活用したサービス仕様や、端末仕様等を工夫して事業展開することにより、周波数という有限資源の効率利用を行い、安定的なサービス提供を図っています。従って、今後の IP 化・ブロードバンド化のさらなる進展の中、利用者へのトータルサービス提供の土台となる携帯事業者の安定的なネットワークサービス運営を継続する視点がより一層重要

検討項目		具体的内容
		<p>となることを十分に踏まえ、移動網の通信プラットフォーム機能に関する過度な行政介入を避けるべきと考えます。本件の詳細については、「通信プラットフォーム研究会報告書案に対する意見募集」に対する弊社意見書(平成 20 年 11 月 21 日提出)を参照願います。</p>
	2)	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定網(NTT-NGN)のアンバンドルについては、「接続の基本的ルールの在り方について」答申(平成 8 年 12 月 19 日公表)で示された、「技術的に可能な場合には、アンバンドルして提供しなければならない」とする基本的な考え方を変更する必要はないと考えます。 ・従って、NTT-NGN においては品質制御機能等を利用するためのインタフェースにとどまらず、現時点で可能な限りアンバンドルを行っておくことが必要と考えます。 ・その中でも品質制御機能は、接続事業者による多様なサービス提供に資する最重要な機能のひとつであり、事業者間の競争促進の観点から特に以下の 2 点を早急に可能とすべく、当該機能の具体的なアンバンドル形態の在り方について検討して頂きたいと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> - ISP 事業者が自社のブランドにて 0AB-J IP 電話を提供可能とすること - 「接続事業者に接続したコンテンツ配信事業者が、接続事業者と NTT 東西殿との NNI 接続を経由し、NTT 東西殿の利用者向けに行うマルチキャスト配信/ユニキャスト配信」、及び「NTT 東西殿に接続したコンテンツ配信事業者が、接続事業者と NTT 東西殿との NNI 接続を経由し、接続事業者の利用者向けに行うマルチキャスト配信/ユニキャスト配信」を実現可能とすること
		<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンバンドルすべき機能について、接続事業者がさらに詳細な検討を行うにあたっては、NTT-NGN を構成する設備がそれぞれ具体的にどのような機能を有しているかといった、より詳細な情報が必要です。 ・具体的には、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(案)に対する弊社意見書(平成 20 年 2 月 28 日提出)でも述べているとおり、少なくとも NTT-NGN のネットワーク構成については、ITU-T や 3GPP で用いられているようなアーキテクチャ図と、その図に示される各機能が NTT-NGN を構成するどの設備に対応しているかが明確となる論理構成図を公表すべきと考えます。

検討項目		具体的内容		
	(2) 紛争処理機能の強化等	3)	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業紛争処理委員会の機能等については、「新競争促進プログラム 2010」(平成 18 年 9 月 19 日策定、平成 19 年 10 月 23 日改定)において、「電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤの事業者等との間の紛争事案を紛争処理機能の中で取り扱えるようにするほか、土地等(電柱・管路などを含む)の使用に係る紛争事案について、現行の裁定に加えて、あっせん・仲裁を可能とする仕組みとする等、紛争処理機能の取扱範囲の拡充についても、可能な限り速やかに所要の制度整備を行う」との方針が示されています。 ・しかしながら、本提案募集において言及されているのは、電気通信事業者ではない通信プラットフォーム事業者やコンテンツ配信事業者と電気通信事業者との間で接続等に関する紛争事案が生じる場合のみとなっているため、「新競争促進プログラム 2010」において言及されているその他の事案も含め対処がなされるよう検討すべきと考えます。 	
4. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方	(1) 接続料算定上の課題	1)	①	<ul style="list-style-type: none"> ・接続料は、各事業者が個別に構築しているネットワークのコストや事業運営に係るコストをベースに算定するものである以上、ネットワークシステムの種類が大きく異なる固定事業者と携帯事業者間で差異が生じるのはもちろんのこと、同種のネットワークを有する事業者間においても、接続料の水準に差異が生じることは当然発生しうる事象と考えます。 ・特に、携帯事業者間においては、事業者毎の事業規模、保有する周波数帯の差異等に起因し、事業者間で水準に差異が生じてしかるべきです。 ・従って、事業者間の接続料水準に差異が生じていることをもって、直ちにそれを接続の拒否事由とすることは認められないものと考えます。
			②	<p>【接続料の低廉化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続料は、各事業者が個別に構築しているネットワークのコストや事業運営に係るコストをベースに算定するものである以上、独占時代からの事業の非効率性という課題を有する市場支配的な事業者を除き、各事業者が市場における競争を通じて行ったコスト低減化等の経営努力の結果が、接続料の低廉化につながるというのは明白な事実です。 ・加えて、総務省殿より公表されている平成 16 年度競争評価において記載されているとおり、一般的

検討項目		具体的内容
		<p>には相互接続通話における事業者間取引(事業者間精算)において互いの事業者は対称的な地位にあり、どちらも一方的に接続料を引き上げることはないとの評価がなされているところです。</p> <p>・従って、以上を踏まえると「コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金の設定が義務付けられていない事業者は、当該義務付けがある事業者との関係では、自らの接続料を低廉化して請求するインセンティブが働きにくい」との考えは適切ではないと考えます。</p> <p>【利用者料金の設定】</p> <p>・利用者料金に接続料水準差を反映させるか否かについては、市場環境や利用者への影響等、様々な要素を考慮の上、料金規制の課されている市場支配的な事業者を除き、料金設定権を有する事業者が自由に決定可能な事項であると考えます。</p> <p>・従って、相手先事業者毎に利用者料金が異なることとなったとしても、特定の者に対して不当に差別的な取扱いをするもの、社会的経済的事情に照らして著しく不相当といったものでない限り、基本的には事業者の自由な裁量に委ねられるべきと考えます。</p>
	2)	<p>・現行の事業者間精算方式からビル&キープ方式への移行は、既存の提供サービス、事業者間精算方法、利用者料金体系等に大きな影響を及ぼす可能性があるため、ビル&キープ方式への移行については、事業者や利用者等への影響に十分配慮した議論が必要です。</p> <p>・ビル&キープ方式は、コスト構造がほぼ類似し、かつ発着の通信量がほぼ均衡している場合に、公平性が保たれる制度であると考えます。さらに、エンドエンド料金を前提としたビル&キープ方式の場合は、個々の利用者間の発着の通信量がほぼ均衡しているケースにおいてはじめて、利用者間の公平性が保たれることとなり、現実的にはそのような通信量の均衡が生じ得ないことを考慮すると、ビル&キープ方式への移行は困難であると考えます。</p> <p>・また、特に、接続料原価の適正性が求められる第一種指定電気通信設備を有する事業者との接続については、4.(1) 2) ③で詳述する理由から、ビル&キープ方式の適用は適当でないと考えます。</p>
	①	<p>・ビル&キープ方式は通信量が均衡していることのみをもって適用されるものではなく、通信量が均衡</p>

検討項目		具体的内容
		<p>し、かつ互いが負担する接続料が同等である場合に適用し得る一つの方式と考えます。従って、通信量のみに着目して検討すべきでないと考えます。</p> <p>・また、ビル&キープ方式と現行方式の切り替えが適宜生じることは、事業者間精算、利用者料金、精算/料金システム等にも多大な影響を及ぼしかねないため、このような切り替えを許容するか否かも含めた総体的な検討が必要と考えます。</p>
		<p>②</p> <p>・接続料の精算を前提としたエンドエンド料金が市場に浸透している現状において、ビル&キープ方式への移行を推進することは極めて困難な作業になるものと考えます。すなわち、ビル&キープ方式への移行は、本提案募集で記載されているように「自網発通信の利用者料金収入で、自網発だけでなく自網着の通信も含めてコスト回収できるようにする」等、コスト回収範囲の変更を伴うものであり、利用者におけるコスト負担の公平性の観点から慎重な議論が必要になるものと考えます。</p> <p>・また、こうした議論の結果、利用者料金の体系を米国等で見られるような着信者が着信網等のコストを負担する RPP (Receiving Party Pays) 方式に移行するという結論に至る可能性もあり、仮にこのような結果に至った場合には、大きな制度変更を伴うため、移行に際してはより慎重な議論が必要になると考えます。</p> <p>・従って、制度変更の検討に際しては、コスト回収方法の適正性等に関する検討だけでなく、市場への影響等を考慮した総体的な議論を行うことが必要と考えます。</p>
		<p>③</p> <p>・本項の冒頭でも述べましたが、ビル&キープ方式は、コスト構造がほぼ類似し、かつ発着の通信量がほぼ均衡している場合に、公平性が保たれる制度であるといった大原則を考慮すると、固定網である第一種指定電気通信設備と移動網との接続等、コスト構造が全く異なるネットワークとの接続に対しては、ビル&キープ方式を適用することはできないものと考えます。</p> <p>・また、第一種指定電気通信設備と他の固定網との接続においても、一のアンバンドル機能でビル&キープ方式を適用する事業者と適用しない事業者とが混在することで、負担の公平性が確保されているかが不透明になる懸念があります。</p> <p>・さらに、そもそも電気通信事業法第 33 条第 4 項第 2 号において、第一種指定電気通信設備との接続</p>

検討項目			具体的内容
			<p>に係る接続料については、「接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること」とされていますが、ビル&キープ方式の適用により、コスト構造が不透明になる懸念があるため、前述した現行法に定める適正原価の確保の観点で大きな問題が生じるものと考えます。</p> <p>・従って、接続料原価の適正性が求められる第一種指定電気通信設備を有する事業者との接続については、ビル&キープ方式の適用は適当でなく、接続料の設定は必須と考えます。</p>
(2) 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方	1)	<p>・市場間の関係の緊密化・融合化に伴い、NTTグループ各社の競争力が相乗的に高まり、公正競争を阻害する恐れがあることから、特に以下の点を踏まえて、公正競争環境確保のためのルール・規制の在り方を検討すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - NTTグループ各社の連携がもたらす共同的・一体的市場支配力の影響 (ドミナント事業者同士のFMC、販売店等子会社との連携、上位レイヤとの連携等) - NTTのブランド力がもたらす競争優位性 	
	2)	<p>・前項の視点を基に、以下に挙げる事項等について、見直しの必要性を含めた検討が必要であると考えます。</p> <p>①規制対象</p> <ul style="list-style-type: none"> - 共同的・一体的市場支配力規制のための支配的事業者グループに対する規制対象の在り方(通信事業者以外も含む) - 市場支配力の認定基準としてのボトルネック性の堅持と、その他市場支配力(シェア等)との区分の整理 <p>②規制内容</p> <ul style="list-style-type: none"> - 市場支配的事業者グループへのより実効的な行為規制・接続規制等の賦課の在り方(例:禁止行為の追加や、より厳格な接続会計・接続料算定ルールの適用等) - 卸市場と小売市場等、規制対象と規制内容の関係性の整理 	

検討項目		具体的内容
		<p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> - 特定関係事業者制度の在り方 - 競争セーフガード制度や競争評価との関連性及び各制度の見直しの必要性
	3)	<p>・「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)(案)に関する意見募集」に対する弊社意見書(平成21年1月30日提出)にて述べたとおり、現行ルールでは公正競争環境を確保することに限界があること、並びに当該ルールが形骸化していることが明らかなです。また、上記1)や2)で述べた事項を整理する際には、現行法令及び制度の抜本的な見直しを伴うことが想定され、NTTの組織の在り方に踏み込んだ議論・対処が不可避になるものと考えます。すなわち、上記1)や2)の検討をはじめとする今回の見直しを契機とし、あわせてNTTの構造分離・資本分離の実現に向け、NTT組織問題に係る議論を早急に開始して頂くことを要望します。</p>

以上